

重要事項説明書（福祉用具貸与）

1 事業者の概要

事業者の名称	株式会社一宮福祉サポート
主たる事務所の所在地	愛知県一宮市深坪町33番2
電話番号	0586-44-6781
法人の種別及び名称	株式会社一宮福祉サポート
代表者職	代表取締役
代表者氏名	水谷 正臣

事業所名称	福祉サポート 港営業所
事業所所在地	愛知県名古屋市港区土古町四丁目88番地の1 土古町4-88-1 GIMUCO D号室
介護保険事業所番号	2371102878
指定年月日	令和5年9月1日
通常事業の実施地域	名古屋市全域・海部郡飛島村

2 事業所職員の概要

職 種	資 格	員 数	勤務の体制
管 理 者	福祉用具専門相談員	1	常勤（兼務） 1 人
専門相談員	福祉用具専門相談員	2 以上	常勤 2 人以上 常勤（兼務） 1 人

3 サービス提供時間

平 日	午前9：00～午後6：00まで	(電話は24時間対応します) (緊急の場合は時間外・休日でも対応します。)
休 日	土曜日・日曜日・祝日 8月13日から8月15日まで 12月30日から1月3日まで	

4 福祉用具貸与の運営方針

- 福祉用具貸与の提供に当っては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などを利用者様に適切に行う。
- 福祉用具貸与の提供に当っては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
- 提供する福祉用具の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

5 利用料金

当事業所の福祉用具貸与の提供（介護保険適用部分）に際し、利用者様が負担する料金は原則として基本料金の1割、2割又は3割です。ただし、介護保険の給付範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。また、介護保険法の改正に伴い、料金が変更となる場合があります。

○認知症対応型共同生活介護または特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第19号）の規定により加算された場合は、所定の料金の1割又、2割又は3割を負担していただきます。

1. その他の費用

搬入時に特別な措置が必要な場合に要する費用は、利用者様の負担となります。

2. 支払い方法

利用者様が当事業所に支払う料金については、月ごとの精算とします。

支払い方法は、口座自動引落し・現金集金のどちらかをご契約の際にお選びください。

ご契約時に選んでいただいた支払い方法、または引落し口座は変更をすることができます。

3. その他

利用者様の被保険者証に介護保険給付の支払い方法変更の記載（利用者様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

1. 利用開始

- 当事業所に電話でお申し込みください。利用者様に都合の良い日時を指定して頂き、その日時に当事業所の担当職員が利用者様のお宅に伺い、当事業所の福祉用具貸与の内容等についてご説明します。
- 利用者様が居宅サービス計画（ケアプラン）作成の依頼をしている場合は、事前に担当居宅介護支援事業所にご相談してください。

2. サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日を申し出てください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の10日前までに文書より利用者様に通知します。
- ③ 自動終了
次の場合は、サービスが自動的に終了となります。
 - ア) 利用者様が介護保険施設に入所された場合。
 - イ) 利用者様が医療機関に入院された場合。
 - ウ) 利用者様の要介護度が非該当（自立）と認定された場合。
 - エ) 利用者様がお亡くなりになられた場合。
- ④ その他
事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者様やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者様は文書で通知することにより、直ちにこのサービスを終了することができます。
利用者様がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払いがない場合、利用者様が当事業所に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、ご利用者様に文書で通知することにより直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明します。
- サービス提供に用いる設備・器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に身体に接触する設備・器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

8 担当の職員

- 職員は常に身分証明書を携帯しているので必要な場合は提示をお求めください。
- 利用者様はいつでも担当の専門相談員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、当事業所は変更の申し出に応じます。）
- 当事業所は、利用者様の担当の専門相談員が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当の専門相談員を変更することができます。

9 事故発生時の対応

- ① 利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者様に対する福祉用具貸与事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 苦情処理

利用者様は、当事業所の福祉用具貸与の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口 福祉サポート 港営業所 担当 ハン ビョンジュン 電話番号 052-398-5138

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

苦情処理相談窓口 名古屋健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話番号 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室 電話番号 052-971-4165

電話番号